

指定通所リハビリテーション事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人楽山会が開設する大湯リハビリ温泉病院指定通所リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション並びに指定介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、通所リハビリテーションの提供に当たる従事者（以下「従事者」という。）が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては、要支援状態）を有する高齢者に対し、適正な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条** 事業所の従事者は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては、要支援状態）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持・回復を図り、充実した在宅療養が継続できるよう支援する。
- 2** 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービス、地域包括支援センターと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 大湯リハビリ温泉病院
- 二 所在地 秋田県鹿角市十和田大湯字湯ノ岱16番地2

（従事者の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 医師 1名
医師は、従事者の指導監督、業務の実施状況の把握及び利用者の医学的管理その他の管理を一元的に行う。
- 二 看護職員等
 - 単位1 作業療法士 1名（常勤で1名以上）
理学療法士 4名（常勤専従1名 常勤で兼務4名以上）
介護職員 8名（常勤で7名以上）
 - 単位2 作業療法士 7名（常勤で兼務7名）

理学療法士 6名（常勤で兼務6名）

理学療法士、作業療法士又は介護職員は、医師の指示並びに通所リハビリテーション計画に基づいた通所リハビリテーションの提供に当たる。

三 運転職員 5名以上（常勤で兼務）

運転職員は、利用者の送迎を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から土曜日まで

（但し、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。）

二 営業時間 8時00分から16時00分まで

（但し、水曜日は15時30分まで、土曜日は13時00分までとする。）

三 サービス提供時間

単位1

月・火・木・金曜日 9時30分から15時30分まで

水曜日 9時30分から15時00分まで

土曜日 9時00分から12時30分まで

単位2

月・火・水・木・金曜日 10時から11時00分まで

（事業所の利用定員）

第6条 事業所の1日当たり利用定員は、次のとおりとする。

一 単位1 1日当たりの利用定員 40人

二 単位2 1日当たりの利用定員 月・火・木・金曜日 10人
水曜日 20人

（通所リハビリテーションの内容）

第7条 通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

一 病状、障害の観察

二 心身機能の維持・回復訓練

三 社会的適応能力訓練

四 個別リハビリテーション

五 日常生活動作に関する指導・相談

六 入浴

七 送迎

(利用料等)

第8条 通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所リハビリテーションが法定代理受領サービスである場合は、それに介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合を乗じた額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しない、次のサービスの提供をした場合は、その利用料の支払を受けるものとする。

- 一 食費
- 二 おむつ代
- 三 その他の利用者に対する便宜の提供

3 事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、書面による利用者又は家族の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、鹿角市、小坂町とする。

(緊急時における対応方法)

第10条 事業所の従事者等は、現に通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合には、速やかに主治医の医師への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(秘密保持)

第11条 事業所の従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密や個人情報を他人に漏らしてはならない。また事業所の従事者であったものが、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(虐待防止)

第12条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする。）を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 2 事業者における虐待の防止のために指針を整備すること。

- 3 事業者において介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的
に実施すること。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 5 サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用
者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(苦情処理)

第13条 提供した指定通所リハビリテーションに対する利用者からの苦情に迅速かつ適
切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、自ら提供した通所リハビリテーションに関して、市町村が行う文書等の提出
や提示の求め又は当該市町村からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して
市町村が行う調査にも協力するものとする。また、市町村から指導又は助言を受けた場合
は、それに従って必要な改善を行うものとする。
- 3 通所リハビリテーションに対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合
会が行う調査には協力するものとする。また、自ら提供した通所リハビリテーションに対
して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善
を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 利用者に対する通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合には、
速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるも
のとする。

- 2 利用者に対する通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合
には、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由に
よる場合は、この限りではない。

(衛生管理)

第15条 事業所は、利用者の使用する施設、設備備品を清潔に保持し、常に衛生管理に
注意し感染防止に努めるものとする。

- 2 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関連法規に準じて行う。
- 3 インフルエンザ対策、コロナウイルス対策、腸管出血性大腸菌感染対策、レジオネラ
対策については、発生・まん延を防止するための措置については、厚生労働省等から
発出されている通知等に基づき適切な措置を講ずる。
- 4 空調設備により施設内の適温の確保に努める。
- 5 感染対策委員会を設置し、月に1回程度定期的に委員会を開催し職員に周知徹底をす
る。

- 6 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、平常時の対策と発生時の対応を規定する。

(会計の区分)

第16条 事業所ごとに経理を区分するとともに、通所リハビリテーションの会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

(記録の整備)

第17条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備するものとする。

- 2 利用者に対する通所リハビリテーションの提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から5年間保存するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第18条 通所リハビリテーションの利用者は、本サービスの提供に使用する施設及び設備以外の物の使用については、職員の指示に従うこととする。

(非常災害対策)

第19条 事業所における非常災害対策は次のとおりとする。

- 一 非常災害に際して必要な消火設備、その他の設備を設ける。
- 二 消防業務については、防火管理者及び火気取り扱い責任者を置く。
- 三 火災及び風災害、地震等の災害に対処するための具体的計画を策定する。
- 四 具体的計画に基づいた、非難、誘導、救出訓練を年2回実施する。
- 五 具体的計画は、消防署などの関係機関と連携し、随時適切なものとする。
- 六 非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、定期的に職員に通知する。

(身体拘束禁止)

第20条 サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

2 緊急やむを得ない場合の対応として、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には身体拘束が認められているが、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たし、かつそれらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。

(その他の運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、従事者の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

採用研修時 採用後 1 ヶ月以内

継続研修 年 2 回

- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

一部改定	平成12年	5月	1日
一部改定	平成12年	9月	1日
一部改定	平成13年	4月	1日
一部改定	平成14年	4月	1日
一部改定	平成14年	7月	1日
一部改定	平成15年	3月	1日
一部改定	平成15年	4月	1日
一部改定	平成15年	8月15日	
一部改定	平成15年	4月	1日
一部改定	平成16年	5月	1日
一部改定	平成17年	4月	1日
一部改定	平成17年	8月	1日
一部改定	平成17年10月	1日	
一部改定	平成18年	4月	1日
一部改定	平成18年11月	1日	
一部改定	平成21年	4月	1日
一部改定	平成22年	3月	1日
一部改定	平成22年	4月	1日
一部改定	平成23年	4月	1日
一部改定	平成24年	4月	1日
一部改定	平成25年	4月	1日
一部改定	平成26年	4月	1日
一部改定	平成26年	9月	1日
一部改定	平成27年	3月	1日
一部改定	平成27年	4月	1日
一部改定	平成27年	6月	1日
一部改定	平成30年	9月	1日
一部改定	平成31年	2月	1日
一部改定	平成31年	4月	1日
一部改定	令和 2年	4月	1日
一部改定	令和 5年	4月	1日
一部改定	令和 6年	4月	1日

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	大湯リハビリ温泉病院
申請するサービス種類	指定通所リハビリテーション

1. 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

◇相談、苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いている。又担当者が不在の場合は、基本的な事項については誰でも対応できるようにすると共に、担当者に引き継いでいる。

連絡先 電話番号 0186-37-3511 FAX 0186-37-3483

相談担当者 通所リハビリテーション室 水原 寛

2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

◇苦情があった場合は、直ちに相談担当者が相手方に連絡を取り、直接出向いて、詳しい事情を聞くと共に、サービス担当者からも事情を確認する。

◇相談担当者が必要であると判断した場合は、管理者まで含めて検討会議を行う。

◇検討の結果、必ず翌日までは具体的な対応をする。(利用者に謝罪及び改善事項の説明等)

◇苦情の内容及び処理について記録・保管し、再発防止に役立てる。

3. その他参考事項

◇利用者の声に耳を傾け、常にサービス内容の検討を行う。

◇他のサービス事業者等との連絡を密にし、苦情に対しては迅速に対応する。